令和4年度第1回 宮城県スポーツ推進審議会

令和4年5月26日(木曜日)

令和4年度 第1回宮城県スポーツ推進審議会会議録

I 日 時 令和4年5月26日(木)午前10時から正午まで

Ⅱ 場 所 県行政庁舎11階 第二会議室

Ⅲ 委員構成数 15名

IV 出席者

「委員]

スポーツドクター連絡協議会宮城県支部長(国立大学法人東北大学大学院教授)永富 良一学校法人朴沢学園仙台大学教授 菊地 直子

塩竈市教育委員会教育長 吉木 修

宮城県高等学校体育連盟会長(宮城県利府高等学校長) 鈴木 秀利

宮城県スポーツ少年団本部長(学校法人朴沢学園仙台大学教授) 郡山 孝幸

宮城県スポーツ推進委員協議会会長 石川 一美

宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長 伊藤 牧世

一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会副理事長(東北福祉大学准教授) 佐藤 敬広

楽天野球団マーケティング本部本部長 江副 翠

株式会社河北新報社編集局スポーツ部長 細谷 隆

以上10名

(欠席委員)

公益財団法人宮城県スポーツ協会競技力向上委員長 庄司 伸一

宮城県学校体育研究協議会副会長(東北福祉大学特任教授) 鈴木 玲子

公益社団法人日本フェンシング協会強化部女子フルーレコーチ 菅原 智恵子

株式会社カネサ藤原屋代表取締役副社長 佐藤 万里子

株式会社ココエル施設長 髙橋 祐樹

以上5名

[事務局]

宮城県企画部長 千葉 章

宮城県企画部スポーツ振興課長 岩渕 健一

宮城県企画部スポーツ振興専門監 佐藤 真

宮城県企画部スポーツ振興課主幹(班長) 大宮 由美

以上4名

V 会議経過

佐藤専門監の司会により、下記のとおり会議を進行した。

1 開会

○司会

はじめに、会議の成立について御報告申し上げます。本日の会議には、委員総数15名中、10名に御出席いただいております。これはスポーツ推進審議会条例第5条第2項に規定する会議の開催要件であります「委員の半数以上の出席」要件を満たしておりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。当審議会は、宮城県情報公開条例の規定によりまして、原則として公開をさせていただくことになっておりますので、予め御了承願います。また、議事録は県のホームページで公開することになりますが、議事録の内容については、御出席の委員の皆様に事前に確認をいただくようになりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和4年度第1回宮城県スポーツ推進審議会を開催いたします。

2 挨拶

○司会

開会に当たりまして、宮城県企画部長の千葉より御挨拶申し上げます。

○千葉部長

宮城県企画部長の千葉でございます。4月より着任しましたのでどうぞよろしくお願いします。開会に あたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しいところ、スポーツ推進審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本審議会は、スポーツ基本法に基づき、本県のスポーツ推進に関する事項を審議いただくことを目的として設置されております。今年度は2回程度の開催を予定しておりますが、皆様には昨年度に引き続き御審議をお願いすることとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

県では、平成25年に、本県のスポーツ推進の方針である「宮城県スポーツ推進計画」を策定しまして、 スポーツ施策を展開してまいりました。

昨年12月の審議会で既に説明させていただいておりますが、その計画期間が今年度末をもって終了することから、来年度に向けて年度内に第2期スポーツ推進計画を策定することとしております。

昨年12月以降,前回の審議会で御承認いただきました推進計画の基本的方向性をもとに,ライフスタイルの多様化や高度情報化,新型コロナウイルス感染症の拡大などの社会情勢の変化,さらには,今年3月に国が策定いたしました第3期スポーツ基本計画を踏まえながら,事務局において,中間案の素案を策定しております。本日はその中間案について,事務局から説明をいたしますので,委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

5月も下旬となりました。県内のスポーツ競技会を盛んに行う時期を迎えました。県内のプロスポーツ チームも、野球、サッカー、バスケットとも好調ということでございます。

県としてもスポーツの推進に取り組んでまいりますので、委員の皆様には引き続き御指導賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員及び事務局職員紹介

○司会

ここで、今年度から新たに委嘱されました委員を御紹介させていただきます。

委員名簿を御覧ください。5番、鈴木秀利委員でございます。

事務局出席職員につきましては、別添資料にて紹介に代えさせていただきます。

それでは、ここからの議事進行、スポーツ推進審議会条例第5条の規定に基づき、永富会長にお願いいたします。

4 議事

○永富会長

それでは早速議事を進めたいと存じます。

今回は、令和3年度の第1回宮城県スポーツ審議会で諮問がありました第2期スポーツ推進計画の中間案について審議いたします。

はじめに策定体制のスケジュールについて事務局から御説明をいただくことになっていますのでどう ぞお願いします。

○岩渕課長

それでは私の方から説明させていただきます。この4月から参りましたスポーツ振興課長の岩渕でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第2期宮城県スポーツ推進計画中間案について、御説明いたします。

先程の部長の挨拶でも触れましたが、現在の宮城県スポーツ推進計画は、本県のスポーツの目指す姿を 掲げ、取り組むべき施策や事業を進める上での方向性を示したもので、平成25年度からの10年計画 として策定されたものです。

そのため、今回皆様に審議いただく第2期スポーツ推進計画は、来年度からの開始に向けて今年度中に 策定することとなりますので、委員の皆様には御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、4議事(1)のうち、策定の体制・スケジュールについて御説明いたします。

資料1「策定体制」を御覧ください。

皆さま御存じのとおり、昨年度の庁内組織改編により所管が、教育庁から企画部に移管したため、当課 が事務局となり、庁内関係課室による策定委員会及び関係課室と主要スポーツ団体を構成メンバーに加 えた策定委員会ワーキンググループを開催し、策定に向けた作業を進めているところです。

次に、資料2「策定のスケジュール」を御覧ください。

本日は、昨年12月に開催した令和3年度第1回スポーツ推進審議会で諮問いたしました第2期スポーツ推進計画の中間案について御審議いただきます。

7月から8月にかけては、パブリックコメントを実施するとともに、その結果を踏まえ、委員の皆様には9月に開催を予定しております、第2回スポーツ推進審議会で最終案を審議いただきます。県と致しましては、答申を受けた後、11月県議会へ議案として上程し、令和5年度から次期計画を開始する予定としております。

資料3は国及び本県におけるスポーツ計画に関するスケジュールとなっております。

策定の体制・スケジュールについて、事務局からの説明は以上でございます。

○永富会長

ただいま御説明いただきました内容について、委員の皆様から御質問、御意見ございませんでしょうか。スケジュールについてよろしいでしょうか。

それではないようですので、次に進みたいと思います。

続いて,第2期の宮城県スポーツ推進計画中間案になりますけれども,時間の制約がある中での審議になりますので,進め方について委員の皆様に御提案したいと思います。

今日お集まりの委員の皆様の、それぞれのお立場から忌憚ない御意見をいただきますが、テーマを3つに絞っていきたいと思います。

1つ目は前回も議論になりましたスポーツの定義です。また、2つ目は第4章の施策の展開の4つの基本方針、それぞれについて御審議いただき、最後に全体を通して何か御意見あればいただきたいと思っています。

この3つのテーマで審議を進めていきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○委員一同

はい。

○永富会長

ありがとうございます。

それでは早速,第2期宮城県スポーツ推進計画について,いろいろ策定委員会の中で御検討いただいた案です。前回の委員の皆様の御意見を反映いただいていると伺っています。では事務局の方から御説明お願いします。

○岩渕課長

それでは、審議事項(1)第2期宮城県スポーツ推進計画中間案について、御説明いたします。資料4 第2期宮城県スポーツ推進計画の基本的方向性について、を御覧ください。

こちらは、昨年12月のスポーツ推進審議会で審議いただきました、第2期宮城県スポーツ推進計画の 基本的方向性の「4つの項目」及び「目指す姿」でございます。

この度の中間案では、この基本的方向性を柱とし、計画策定の趣旨やこれまでの取組のほか、施策展開の現状と課題、目指す姿や取組内容等について盛り込み、作成したところでございます。

それでは資料5第2期宮城県スポーツ推進計画(中間案)4ページを御覧ください。

第1章 計画の策定にあたって「1 計画策定の趣旨」でございますが、文末の下から6行目にありますように、スポーツを取り巻く社会全体の変化等を踏まえながら、これまでの宮城県スポーツ推進計画の基本理念を承継しつつ、現状と課題を把握した上で、将来の本県スポーツのあるべき姿や目標を県民の皆様と共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするため、第2期宮城県スポーツ推進計画を策定するものとしております。

5ページ「3 計画の期間」ですが、今和5年度から令和14年度までの10年間としております。中間年である令和9年度には、必要な見直しをする予定となっております。

次に「4 SDGsとの関係」ですが,本計画においてもSDGsの特徴や内容を反映し,持続可能な

未来へ向けて、各スポーツ施策の推進に取り組んでまいります。

次に6ページ「5 本計画におけるスポーツの定義」です。

第2段落にありますとおり、スポーツ基本法では、『スポーツとは「世界共通の人類の文化」であり、 自発的に行われる「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他 の精神の涵養(かんよう)等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」』と定義されて おります。

しかし、先月行われた庁内関係課室による策定委員会や策定委員会ワーキンググループにおいて、この 定義がわかりにくいという意見がありましたので、本計画では、「様々な形で参画することで心豊かな暮 らし(Well-being)を実感することができ、個人がそれぞれの目的をもって自発的及び継続的に行う身体 活動(運動全般)」をスポーツと捉える、としたところでございます。

次に、8ページを御覧ください。

「1 これまでの取組の検証」として、現在の宮城県スポーツ推進計画の目標と施策の柱、それから9ページから10ページにかけては、前回の審議会で報告いたしました目標達成状況と併せ、検証結果について記載しております。

11ページから25ページには国の動向,国の第3期スポーツ基本計画の概要のほか,本県における社会の現状,スポーツの現状について,人口に関するデータをはじめ、健康指標,さらには今回の県の推進計画作成に関係すると思われるデータと併せて掲載しておりますので、後程御覧ください。

26ページ「4 課題解決に向けて」では、本県の抱える課題を、今回の推進計画の柱となる4つのキーワードにまとめ、記載いたしました。

次に、28ページを御覧ください。

第3章は第2期スポーツ推進計画で本県が目指す姿をまとめたものとなっております。

はじめに「1 基本理念」ですが「スポーツ100年時代!スポーツの力でひらく宮城の未来」といた しました。

このページの最後の段落に記載のとおり、人生100年時代と言われるこの現代において、全ての県民 が多様な主体と連携・共同しながら、自分自身のあらゆるライフステージにおいてスポーツと関わりを 持ち、高い質の人生を送るという目標の実現を目指して、この基本理念を掲げております。

29ページには、基本理念を踏まえた基本姿勢、目指す姿及び基本方針を記載しております。

それでは32ページを御覧ください。

「第4章 施策の展開」について御説明いたします。

ここでは、4つの基本方針毎に具体の施策や目標を記載しております。

まず「基本方針1 スポーツによる健康増進」では、多くの県民が、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、スポーツをとおして「楽しさ」や「喜び」を味わい健康でいきいきと生活することができるよう、それぞれの状況に応じた多様なスポーツ活動を推進するとして、

- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率60%(障がい者については35%)
- ・小学5年生・中学2年生の体力が全国水準を上回る
- ・「自分は健康である」と感じている人の割合95%

の3つの目標を設定いたしました。

「成人の週1回以上のスポーツ実施率60%」という数値については、前回の計画では65%に設定しておりましたが、令和3年度に実施した「スポーツに関する県民アンケート調査」において、実施率が39.8%という結果を踏まえ、目標値を現実的な数値に定めました。障がい者に関しては、スポーツ庁が実施した「障がい者のスポーツ参加促進に関する調査研究結果」の全国値を上回るという目標値となっております。

「小学5年生と中学2年生の体力水準」については、教育庁保健体育安全課の目標と歩調を合わせ、全 国水準を上回るという設定にしております。

「自分は健康であると感じている人の割合」については、県民アンケート調査において、令和3年度は82.7%ですが、平成27年度の調査では90.2%であったことを踏まえ、高い割合ではございますが95%という目標値にしました。

施策につきましては,

施策1 子どもの運動・スポーツ機会の充実と体力向上

施策2 働く世代・子育て世代のスポーツ機会の創出

施策3 高齢者のスポーツ機会の創出

施策4 スポーツを支える環境の整備

とし、それぞれで現状と課題、目指す姿、取組内容を記載しております。

次に34ページ「基本方針2 スポーツによるまちづくり」では、行政機関と連携・協力して地域のスポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ等が中心となり、地域スポーツ活動に多くの住民が参加するなど、地域スポーツ活動を通じて点在する地域コミュニティを繋ぎ合わせ、広域的なコミュニティネットワークを構築するとともに、本県の財産であるプロスポーツチーム等と連携しながら、地域経済の活性化及びスポーツ参画人口の拡大を目指すとして、

- ・県民の地域スポーツ活動への参加経験割合が50%
- 運動・スポーツをすることが好きと感じる人の割合が50%
- ・地域スポーツ活動を気軽に行うことができるような情報環境整備

の3つの目標を設定いたしました。

県民アンケートの結果では、地域スポーツ活動への参加経験割合と運動スポーツを好きと感じる人の 割合はそれぞれ40%ほどですが、この2つの項目はそれぞれ50%を目指してはどうかと考えました。

「地域スポーツ活動を気軽に行うことができるような情報環境整備」については、割合の数値を出すことが難しいので、環境整備に努めるという概念的目標にしました。

施策につきましては,

施策1 スポーツ活動を通した地域コミュニティの再生

施策2 スポーツの持つ力を生かした地域経済の活性化

施策3 スポーツ施設の利用促進によるスポーツ参画人口の拡大

としております。

次に36ページ「基本方針3 スポーツによる共生社会の実現」では、県民一人ひとりが、性別、年齢、 障がい、国籍等を問わず、全ての人がスポーツを楽しみながら、互いを尊重し認め合い、自分らしく生き ることができる共生社会の実現を目指すこととし、

・障がい者スポーツへ関わったことがある人の割合が25%

- ・女性の週1回以上のスポーツ実施率50%
- ・多様な主体によるスポーツコミュニティの形成

の3つの目標を設定いたしました。

障がい者スポーツに関わったことがある人の割合は、県民アンケート調査ではわずか2.6%という結果でしたが、この質問においては、「関わったことがある」という言葉の「関わった」という言葉のニュアンスがしっかり回答者に伝わっていなかった可能性があると考え、現実的には4人に1人は関わってもらいたいと考えまして25%といたしました。

「女性の週1回以上の実施率」については、女性は男性と比べて家事や育児など様々なライフイベントがあるためか、男性よりもスポーツに取り組めていない状況にありますので、2人に1人はスポーツ実施を目指して欲しいと思い、設定いたしました。

3つめの「多様な主体によるスポーツコミュニティの形成」については、これも数値化が難しいため、 概念的な設定とさせていただきました。

施策につきましては,

施策1 障がい者スポーツの普及促進に向けた環境整備

施策2 女性のスポーツ参画人口の拡大

施策3 多様な主体によるスポーツコミュニティの形成

としております。

次に38ページ「基本方針4 スポーツによる感動の創出と誇りの醸成」では、県民だれもがスポーツ そのものが有する価値を共有するとともに、将来にわたりこれを保全していくことの重要性を認識し、 誇りを持ってスポーツに携わります。また、強化体制の構築、指導の充実を通じて競技力の向上が図ら れ、本県アスリートの国内外での活躍により、県民へ感動を与えます。さらには、東京オリ・パラ大会を 契機とするレガシーとしての様々な取組みを深化し、感動の伝播に寄与します。として、

- ・国民体育大会総合成績第10位台への飛躍
- ・公認スポーツ競技別指導者資格保有者数等、専門的指導者の増加および維持
- ・オリンピック・パラリンピック等国際競技大会におけるメダリスト,上位入賞者の輩出

の3つの目標を設定いたしました。

「国体の10位台への飛躍」については、平成13年の宮城国体以降順位が低迷する中で、現行計画で も掲げていた目標ですので、達成を目指して同じ目標といたしました。

「専門的指導者の増加及び維持」については様々な資格がある中でも,指導者の資質向上と指導者数の 確保を目指したいと考えております。

また,「オリンピック・パラリンピック等国際競技大会におけるメダリスト,上位入賞者の排出」については,現在の計画での目標を継続的に取組む必要があるため,この目標と設定しました。

施策につきましては,

施策1 競技スポーツの推進とアスリートの育成・強化

施策2 スポーツを支える人材の育成

施策3 東京オリ・パラ大会のレガシー継承

施策4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

としております。

最後に42ページ第5章計画の推進「1 成果指標・目標指標」につきましては、先ほど説明いたしました、第4章の基本方針の目標とその指標となる調査等を一覧としてまとめた表となります。

43ページ「2 進行管理」ですが、本計画の数値目標として掲げた目標の達成状況を的確に把握するために、「スポーツに関する県民アンケート調査」を実施し、その結果や社会情勢等の変化に応じて中間年である令和9(2027)年度に必要な見直しを行う予定としております。その際には、本審議会に報告し、具体的な状況を把握した上で、見直しを行いますとともに適切な進行管理を行うことといたします。

第2期宮城県スポーツ推進計画中間案に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永富会長

はい。岩渕課長どうもありがとうございました。

それではただいま説明がありましたけれども、先ほど皆様にご了承いただいた審議の進め方に沿って、 審議を進めていきたいと思います。

最初は皆さんのお手元の資料,中間案の6ページの本県におけるスポーツの定義について審議していただき,御意見いただきたいと思います。

スポーツという言葉にはいろいろな側面があり、いろいろな解釈や定義があるので、きちんと明示する ことが大事です。

先ほどのご説明の中にもありましたけれども、アンケートを取ったときのスポーツの実施率を聞いた時に、何をもってスポーツするのかというのが曖昧なまま答えていただいています。本当はもっと多いのかもしれないし、逆にもっと少ないのかもしれないという懸念もありますので、ここはできるだけ正確に把握するように工夫することが大事です。

前回も御意見いただいていますが、これについて御意見ご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

石川委員お願いします。

○石川委員

はい。宮城県スポーツ推進委員協議会会長の石川です。よろしくお願いします。

前回の審議会での提案を受けてですね、本計画におけるスポーツの定義というのを出してもらったのですが、これで本当に県民の方が、理解できるのでしょうか。

個人がそれぞれの目的を持って自発的及び継続的に行う身体活動、運動全般をスポーツと捉えることとしますというと、今流行りのeスポーツはどうですか。これも身体的活動になるのかどうかというところもあると思います。この間の5月の14・15で、トヨタのラリーがありました。これも一応スポーツという感覚で見ているかと思いますけれども、県民にしてみればラリーもスポーツになるのではという話になってくると、ちょっと定義が変わってくのではないかなと思われますが、そのあたりの考えをお聞かせいただければと思っております。

○佐藤専門監

スポーツ振興課の佐藤と申します。

ただいま御指摘の件ですが、そのあたりがどこまで幅広に捉えることができるかなというところも考えさせていただいたところの根本のところは、やはり国の方で出した計画に沿った形での文言に近づけて整理をしようという趣旨で、今回はこのような形にさせてもらいました。

ワーキンググループの際にも少しお話しさせていただきましたが、例えばある駅から駅まで歩くのに目的がある人と目的がない人の違いによって、スポーツと捉えるか、或いはただの運動と捉えるのかというような議論も出てきましたけれども、それはやはり個人個人の目的意識によって、そこの捉え方が違ってくるだろうというようなお話もございましたので、今いただきましたeスポーツや、また、モータースポーツなどに関しては、さらに御意見を頂戴して、含めていくかどうかということも検討しながら進めていければと思っておりますが、現時点でこのように記載しているのは、先ほど申し上げた通りということでありますので、御意見等よろしくお願いしたいと思います。

○永富会長

はい。他の委員の皆様いかがでしょうか。

伊藤委員お願いします。

○伊藤委員

はい。総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長の伊藤牧世です。よろしくお願いいたします。

この文面の「日常生活」の前にあるところに、仲間と楽しむレクリエーションというところがあります ので、レクリエーションの原理からいっても、様々な部位を使うとか、楽しみ遊び、それで娯楽といった ところが入ってくるかと思いますので、そういった意味では広いのかなと。

もう1点が身体活動をスポーツと捉えるというところとしても、体を動かす指を動かす、足を動かす、 などの身体活動を、スポーツを捉えるということが入っていますので、具体的な部分がわかりにくいか もしれませんが、活動・運動といったところ、またレクリエーションというところでの文言が入っていれ ば十分なのかなと思いました。以上です。

○永富会長

ありがとうございます。

他の皆様いかがでしょうか。

郡山委員よろしくお願いします。

○郡山委員

宮城県スポーツ少年団本部長の郡山でございます。

日本スポーツ少年団では、スポーツ少年団改革プランというのを提出しております。今度の土曜日の委員総会において可決成立する予定です。次のように目標を設定しています。

もともとスポーツ少年団の理念というのは、1人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する、スポーツを通して青少年の心と体を育てる、スポーツで人々をつなぎ地域づくりに貢献するという、この三つを理念としているのですけれども、なかなか、その理念が守られていないという現実もありまして、さらに一歩進めて、方向性を打ち出しました。そこが、スポーツ少年団は勝利至上主義を否定し、スポーツの本質である自発的な運動から得られる楽しさを享受できる機会を提供するといったことにしたわけです。

そこで、先ほどのスポーツ定義と重ね合わせますと、6ページの最後の2行には、個人がそれぞれの目的を持って自発的及び継続的に行う身体活動をスポーツと捉えるということが記されておりますけれども、喜びだったり、楽しさだったり、そういうところをもう少し加える。つまり、スポーツの定義として楽しく取り組むのだということをもっと打ち出した方がよろしいのではないか、ということです。先ほど仰っていた伊藤委員の御意見とも共通する内容でございます。

○永富会長

ありがとうございます。楽しくということですね。

そうすると教育的な観点もありますね。吉木委員、いかがでしょうか。

○吉木委員

はい。それぞれの委員さんが仰っていただいたところかなと思いますけれども、どうしてもスポーツというか、概念、定義を議論すると、昔から私も大学時代から体育関係の大学にいたのですが、いつまでたっても答え出ないですよね。

ただ、この計画というのはあくまでもスポーツ基本法に基づいて、計画を作っていくとなると、そこで示しているスポーツとは、というところからあまり大きく逸脱してしまうと、ずれてくるのかなという思いがありますので、そこをきちっと押さえておきながら、宮城県としては計画の中でのスポーツの捉え方というのはこうだ、というようなところで考えていくと、それぞれの委員さんが仰ったように、やはり楽しさとか、プレイ、遊ぶというころですね、そういったところは重視していくことで、単なる身体運動だけではなくて、やはりそこには精神的な部分が含まれていくことが大切なのではないかなと思います。

○永富会長

はい。ありがとうございます。

「心豊かな」という文言が入っていましたけど、ここをもう少しきちんと伝えた方がいいという御意見 かと思います。

菊地先生いかがでしょうか。

○菊地委員

仙台大学の菊地と申します。よろしくお願いします。

みなさまのご意見を聞いていて、本当にその通りだなと思っておりました。

スポーツ基本法をやはり順守するというところで。スポーツというのは、人を人としてたらしめている 文化である、というところが大事だと思いますが、具体的に言えば、その嬉しさとか喜びとか、そういう ことが入ってくるかと思います。もうこれは文化であるという感覚、それがすごく大切で、これからも御 審議される中身もすごくそこが重要視されるかと思いますが、ここで具体的に書いてありますけれども、 もう少し包括的に「人として人たらしめているスポーツ」みたいな、うまく言えないですけど、そういっ たものが含まれると、よりわかりやすいのかなといったように思いました。

○永富会長

ありがとうございます。鈴木先生, どうぞ。

○鈴木委員

はい。高体連の会長の鈴木でございます。

今まで委員の皆様方がお話した通りですけども、やはり個人がそれぞれ目的を持って体を動かすと、好きだとか、楽しくやれるとかですね、そういった形の表現の中で、基本であるスポーツ基本法の文言にあるものを基本にしながら定義していくことが必要かなと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○永富会長

佐藤先生、障がい者スポーツになると必ずしも身体活動を伴わないようなものも含まれてくると思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員

はい。宮城県障がい者スポーツ協会の佐藤でございます。

まさに仰ったようにですね、それこそボッチャというスポーツがかなり普及しておりますが、ほぼほぼ 体が動かないという状態。それでもやはりスポーツと。なので、やはり全身運動がイコールスポーツでは なく、そういったターゲットスポーツ、先ほどeスポーツの話もありましたけども、もしかすると射撃と かそういったものをやはりスポーツと捉えるならば、やはりeスポーツもスポーツなのかなと。身体の 活動量の大小ではないというように捉えています。 その中で、強いて言うのであれば、私としてはやはりこの意識的にそれに取り組んでいるかということ、一方で、子どもたちは特に意識的ではなくてもやはり能動的に楽しいからやっているという、こういった意識的或いは能動的とか自発的とか、そういった観点で取り組まれていることを、スポーツとして捉えていくというのは、一つのラインになってくるのかなというように個人的には思っております。以上です。

○永富会長

ありがとうございます。

それではプロスポーツは比較的わかりやすいと思いますが、プロスポーツの立場からどのように御覧になりますか。

○江副委員

江副と申します。

もう皆様仰ったように、スポーツの定義は必ずしもその活動量ではないというのは本当に仰る通りだなと思いますし、楽しむという要素を入れるということが、今、私自身も伺っていて納得しております。あともう一つ少しだけ気になったのが、最初永富会長も仰っていましたが、最終的にここで決めたスポーツの定義というのを、最後の施策を図るときの多くがアンケートによって結果を測るということになっていますので、スポーツの定義を決めながらも、アンケートを答える立場の方たちが同じような認識を持つということがもっと大事かなと思いますので、この定義の真ん中に書いてあるような、競技種目でなくウォーキングとか散歩とか楽しむことというのがありますが、ここがもう少し具体的に、今言ったような障がい者スポーツも入るし、もしかしたら文化として楽しむみたいなこともあるし、何かここをより伝えられるようにして、最後の結果を測るところにきちっと反映されるということも併せて、お願いできればというように思いました。

○永富会長

はい。ありがとうございます。

それでは細谷委員、マスメディアの位置付けは重要になると思います。どうやって県民の方々にお伝え するかという問いかと思いますが、いかがでしょう。

○細谷委員

スポーツの場合,単にやる,自分が体を動かすということだけではなくて,やはり見るささえるという 人達も含めて,今スポーツに求めている意義だと思います。

そういう意味では広がりのあるスポーツとして定義してもらえれば、より多くの人に関わっていただけるのではないかと思います。

○永富会長

ありがとうございます。その他, 今の皆様の御意見を踏まえていかがでしょう。 石川委員いかがでしょうか。

○石川委員

はい。いろいろな意見があって、それでいいのかなと思いますが、本当にこのスポーツという定義を作るとなると、かなり難しいのかなと思います。我々、スポーツ推進委員協議会もですね、今年度からSDGsで地域に取り組んでいきましょうということで、今目指しているSDGsというのは、目標の3番、7番、11番と17番っという格好で、今年度からやっていこうかなと思っています。

と言うのも、我々もやらなければいけないし、地域の方々もやっていかなければいけないし、そういう ところも踏まえた格好で目標を設定して、これからどんどんやっていこうと思っているところです。

いろいろなところがあっていいのかなと思っています。そのあたりをもう少し考えていただければいいのかなと思っていますのでよろしくお願いします。

○永富会長

ありがとうございます。

結局は曖昧な部分があるのは仕方ないことですし、むしろ逆に曖昧さがあった方が、皆様からご指摘いただいた点を包含し得るものと思います。わかりやすく県民に伝えるという立場になると、この方向がよいと思われます。

実は事前に事務局の方々とお話した時には、こういうものがありますという例示のリストがあるとよ いかと考えました。

リストであれば皆様からの御意見で、膨らませたり縮めたりできると思います。アンケートの回答はそ の時点でのものとして理解するのがよいと思っています。

スポーツ基本法に基づいて、定義するということは大事だと思います。それをベースラインにした上で、フレキシブルに提示できるとよいと思っています。

実はeスポーツでもかなり体の動きを伴うものもあります。一方,さきほどボッチャの例がありました,ターゲットスポーツなども,必ずしも体の動きがなくてもスポーツ体験ができます。またそれらによって喜びや,人の生活の豊かさに繋がる,場合によっては健康に繋がるようなことも含まれてくる可能性があると思います。皆様からのいろいろなご意見を通じてこれからの新しいスポーツ形を提案できるようになるとよいと思います。

ぜひそういう形でまとめていただければと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

策定委員会の議論で、もし何か今の議論で気になることがありましたら、佐藤さん、岩渕さんお願いします。

○岩渕課長

ただいま、委員の先生方からいただきました御意見を基に、これまで曖昧でやってきたeスポーツであるとか体を動かすというということ全般、指先まで全部含めての体全体を使っての運動をすべてスポーツと見るのかどうか、今の御意見を踏まえて、できれば広くスポーツの定義を取りたいと考えておりますので、今後また検討させていただいて、改めて御審議いただきたいと考えております。

Q&Aみたいなものを作っておくというのも一つの方法だと思います。

これだと決めつけるという答えというよりは、このように考えますという立場を記載しておくと、その後の広がりに繋がるものと思います。

○岩渕課長

はい, わかりました。

○永富会長

よろしくお願いします。

よろしいですか。それでは、次に移りたいと思います。

施策の、4つの基本方針がございますけれども、こちらについて御意見いただければと思います。これは中間案の31ページからになります。

○伊藤委員

第3章までの中での、2点ほどお伺いしてもよろしいでしょうか。

最初にまず26ページですね、4の課題解決というところ、これは多分5かなと思いましたので、そのところの確認をお願いいたします。

次に、第4章の施策の展開に関係するかと思いますが、37ページにある女性のスポーツ参画人口の拡大のところに、ワークライフバランスに男女差が生じるというところで、男性よりも女性が6倍の家事 育児の関連時間であるというところがあるのですが、これのデータというものは、もしあるとすれば、こちら側の最初のところの、本県における社会の現状という中で取り扱っているのかどうか見つけられなかったので、そちらも教えていただければと思います。

○岩渕課長

まず1つ目の、26ページの4のところですが、5の誤りでございます。

それから、ワークライフバランスのデータですが、本当であれば前の部分に書いておかねばならないと ころですが、今入っておりませんでしたので、このあたりは検討したいと思います。

○永富会長

ありがとうございます。

審議を進める前に28,29ページは宮城県が目指す姿です。スポーツのあり方も含めて、「宮城県の」 ということが大事です。

その基本姿勢の中に、宮城県に限ることではありませんが、デジタル化によるスポーツイノベーション の推進も入ってきますので、それを踏まえて、目指す姿、基本方針を提示することは皆さんの共通認識だ と理解しています。

それでは次に施策の展開を御議論いただきます。

まず32,33ページの基本1,スポーツによる健康増進についての御意見をいただきます。

現状と課題について、今、伊藤委員から御指摘いただいたように、きちんと裏付けがある形で記載をして頂いています。それでもこれは分かりにくいということがあれば御指摘ください。

目指す姿、取り組み内容の順で、御意見いただきます。

○伊藤委員

最初の施策1のところですね、取り組み内容の(3),(5)のところですけれども、学校体育の充実、 部活動の充実というところは、体制を整えていくのか、活動内容という形なのか。

スポーツ機会の充実と体力向上というところで、どういったことを考えられて取り組みの内容として 挙げられているのか、お伺いいたします。

○永富会長

32ページの施策1の取り組み内容について、今御指摘いただいた3番5番ですね。

○佐藤専門監

32ページのところ,取り組みの(3)学校体育の充実に関しましては,保健体育安全課とも協力しながら,現在,幼小中高と様々な学習指導要領の改定等もありますので,そのあたりで体力の向上に向けて,連携を取りながら施策を考えていきたいと考えているところでございます。

(5) 運動部活動の充実に関しましては、皆様も御存知の通り、運動部活動の今後の在り方というのが 非常に議論の対象になっているところでございますので、充実という文字の中身に関しましては、先ほ どから出ております競技力の向上だけではない施策を、今後考えながら進めていければと思っておりま す。具体的にこの事業というのは、また後日お話しさせていただければと思いますが、考えとしてはその ような方向でと思っております。

○永富会長

ありがとうございます。課題と紐づくという形が大事だと思います。

そうすると, 先ほど二極化という, スポーツをする子どもしない子どもの存在と学校体育は密接に関連 しますね。

いかがでしょうか。

○吉木委員

県教育庁の保健体育安全課が中心となって進めていく部分なのかと思うのですが、スポーツ振興課さんと連携をとって、やっていただく部分となりますけれども、特に、小学校において。中学校部活動は宮城県ではそれなりに盛んにやられているのですが、中学校2年生の体力はある程度、幾らか全国に近くなってきているのですけども、小学校5年生が、やはりなかなか難しいっていうところ。

あとは全国的に言われているのが、学校の先生方が高齢化してきて、あとは教科担任制が高学年で進んでいく中で、再任用の先生方も増えてきている。その中で、教科担任制の体育の専科を文部科学省の方でも入れていこうということになっていて、学校の体育の充実を図っていくというような力を入れているところですので、そのあたり県教育委員会も子どもの体力向上に向けては、そういう部分も含めていた

だければというところでございます。

あともう一つは、地域と繋がるということで、例えば去年塩竈市のある小学校でやったのは、サッカー協会の方々が体育の授業に入ってもらって、そこでいろいろな活動してもらって、先生方の研修も兼ねているというようなところもありましたので、そういう学校の中だけ先生だけで専科の先生が入るだけではなくて、やはりそういういろいろな協会、スポーツ協会との連携で学校体育を充実させていくというところも必要かなっていうところです。多分この学校体育の充実の中にそういうものも含まれているのかなと思いますけれども、もしここを膨らませるとすれば、もっともっと地域と繋がって開かれた学校の中での体育の充実といったような表現の仕方もあるのではないかと思っています。

○永富会長

御意見ありがとうございます。あとのまちづくりとも関連してくるかもしれませんが、大事な点です。 高体連の鈴木委員、運動部活動の充実というのがありますのでお願いします。

○鈴木委員

運動部活動の充実ということで県高体連では宮城県の高校生の部活動加入率を毎年とっておりまして、 コロナ禍の2年間は目標50%以上を掲げておりました。令和3年度は51.7%という加入率でございます。

先ほど吉木委員からお話ありましたが、中学校の方はおそらくもう少し多く、70とか80%ぐらいかなと思われます。確実なデータは今ございませんが、そういった意味で中学校2年生の体力が部活動によって、全国に近づいている、若干上回っている部分もあります。

国の動きとして、今現在中学校の部活動の働き方改革も含めたその中で、休日の部活動を地域移行するというようなことで、保健体育安全課が中心になって、スポーツ振興課と連携をとりながらその地域移行に向けての実践研究を行って、また国からの提言も出される予定となっております。それに伴って高校の方も、正式な動きは今のところございませんが、そういった流れも出てくるのかなというところも視野に入れながら進めていかなければならないと考えております。

ただ今後部活動について、大会における学校対抗さらには少子化による、チームが組めないとか、特に 集団スポーツは、その解決に向けた合同部活動の考え方も現在様々検討していきながら、部活動の充実 を見据えて進めていかなければならないのではと考えております。そういったところをもう少し議論さ せていただければと考えております。

○永富会長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

学校スポーツにプロスポーツが関わる、ということも伺っています。

○江副委員

そうですね。先ほど吉木委員も仰っていた例がとても興味深く、大切なのかなと思いました。

例えば、我々も学校と組んで、学校丸ごとでスポーツ観戦に来ていただくようなプログラムを実施したり、教育委員会の皆様と連携して、学校の授業の一環で球場に来ていただいて、体験してもらって体を動かしたり観戦してもらうようなプログラムを実施しています。その延長で例えば、小学5年生と中学2年生の体育の授業の中に、必ず野球的な要素やサッカー的な要素とかバスケ的な要素を必ず入れていただいて、ボールを投げたり打ったり蹴ったりドリブルしたりするようなことを必ずして、そこにはさっき塩竈市の事例にあったような、今日は連盟の人が手伝いみたいな時にプロスポーツチームがお手伝いに行ったり、体育の先生たちに教え方をお伝えさせていただいけるようにする。さらには各地で観戦までしたら、すごく宮城らしい授業ができて、特に小学5年生と中学2年生の子どもたちにとっても良いプログラムができるのかな、なんていうのは今お伺いしていて思いました。

もちろん学校それぞれの事情によって、できること、できないこともあるかもしれませんが、もしかしたらそのスポーツの各協会さんとプロスポーツチームが連携して、体育の先生たちとも連携することがあって、より深い「する」機会の創出ができるのかなというように思いながら伺っていました。

ありがとうございます。

子どもの話題ばかりになっていますが、少年団はこの世代にとっては重要です。

○郡山委員

3 4ページの現状と課題というところに出てきていますけれども、スポーツ少年団の団員数の減少という文言があります。宮城県内ですと、スポーツ少年団の加入率は小学生で令和3年度12.4%です。全国的に低いかというとそうではないのですけれども、でも100人に10人、10人に1人ぐらいの加入率ということになります。スポーツ少年団の加入率が概ね子どもたちのスポーツ活動を行っているかどうかのバロメーターにはなると思うのです。そうするとまだまだ少ない。ですので、やはり中学校2年生が体力を上回ることができても、小学校5年生というのはなかなか難しいということがあります。

そこで、先ほど伊藤委員もお話されていたましたが、32ページ(3)(5)のですね、学校体育の充実と運動部活動の充実が、やはりともすれば競技力向上という感じを受けてしまう。

ですので、もう少し運動に親しめるような、環境づくりという方にウエイトをおいた方がよろしいかなという感じがします。

今,部活動の地域移行と相まっていろいろその分野の検討会議が開かれております。そのなかで学習指導要領との関連の必要性について改めて意見が出されております。例えば学習指導要領の保健体育科においては中学校1・2年ですと、保健体育科では、体つくり運動から始まって器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンス、その7領域を行うとと定められています。このことは、やはり子どもたちの発達の点からいうと、とても大事なことだと思うのです。それが今の部活動の現状では、何か競技に特化したことを進めて競技力を上げるっていうことが重視されている傾向がございますので、この地域移行を機に、子どもたちに必要とされている本来のスポーツ活動の大切さというのを打ち出していく必要があるのではないか。そのように考えると、競技力向上というニュアンスから離れて、ちょっと言葉は思い浮かばないですが、何かお考えいただくといいかなと考えているところです。

ありがとうございます。

それでは、他の委員の皆様いかがでしょうか。

○佐藤委員

はい。

今,郡山委員が仰ったところ私もまさにその通りだなと思っています。障がい者はちょっとまた別にして、まさに私の娘も中学校でテニス部に入っているのですけれども、もともと運動は得意ではないけれども、中学校最後の義務教育の中で、心身の体力を向上させる最後の機会だということで、何とか頑張っています。

やはり,運動が得意・苦手というものが小学校高学年である程度わかってきたときに,中学校でやはりまさに二極化というのが,一気に進んでいくところかと思います。

そう考えるとやはり、いわゆる部活動という枠組みの中で、地域移行は、例えば総合型地域スポーツクラブさんと連携して、本当にレクリエーションから、或いはニュースポーツからというところから、子どもたちが親しめるようにする。そういったことが運動得意・苦手が関係なく、やれるような地域づくりというのが私もすごく重要なのかなと思っております。

あと、ちょっと障がい者のところですが、確認ですけれども、障がい者は35%ということで、目標値 掲げていらっしゃるのですが、国のところで言うと40%というところで宮城県は35%。

数字を掲げることは非常に難しいのでしょうけれども、その根拠というのはどうなのかということを 確認したいです。

あとは、子どもといえば障害のある子どもも含めて、前回の委員会の中でも、障害のある子ども特別支援の子どもたちの体力ということも含めて把握しておく必要があるのではないか、という意見を出させていただきました。おそらく基本方針3のところに、障がい者のスポーツという括りの中に入ってくるから、ここでは入ってこないのかなと思うのですけども、そこも踏まえた計画として捉えるべきか、或いは、基本方針3の方でそこを網羅していくべきか、というところも含めて確認できればと思いました。

ありがとうございます。

結局、二極化において、嫌いになる、ネガティブな思いを抱くのは、運動部であろうと体育だろうと他のスポーツの場面でも同じことですが、最初にスポーツの定義で皆さんに確認いただいたように、個人個人の心が豊かになることにスポーツの価値があることを考えると、体験や指導の場面においてネガティブな感情が生まれることは極力避けるべきことと思います。そういう側面が重要だと思います。

プロスポーツの指導者、プロスポーツからの子どもたちへアウトリーチをされている方々と話をしますと、昔はそういう場面でも厳しい指導があったけれど今そんなことはしない、とよく伺います。これはよいことだと思います。いろいろな考え方を持つ人たちが嫌いにならないで楽しめる、心豊かにできるという点が大事だと思います。難しい事を克服して自分が充実していくための厳しさと、ハラスメントや差別によるきつさは明確に違うと思います。

いろいろな施策の中で、理念の実現においてこのことは常に意識されるべきと思います。

他にいかがでしょうか。高齢者の方もありますが、石川委員いかがですか。

○石川委員

はい。基本的に言えば、スポーツによる健康増進ということで、学校、ここにある取り組み内容の学校 体育の充実となってしまいますからおかしくなるのかなと私は思っているのです。

今,コロナ禍で学校体育にしても結構難しいと思うし、学校から帰ってきても外遊びをしない子どもたちがいっぱいいますと、そういう子どもたちをいかに引っ張り出してくるか、というのが遊びの段階かなと思います。この中でもうまくできるようなものを考えていかないと、これからどうやって子どもたちを作っていこうかというところで、我々スポーツ推進委員も文科省の認定を受けて、体力測定をやっています。

仙台市は、各学校で体力測定をスポーツ推進委員がやっているというところもあり、私も利府の教育委員会で言っているのですが、この体力測定をするときに、先生方によってまちまちな考え方があって、捉え方も違っています。本当にこのデータが正常かということを考えると、できれば我々スポーツ推進委

員が文科省の規定に沿ってやった方が正確なデータがとれるのではないかと利府町の方にはお願いして いるところはあります。

やはりそういうデータのとり方一つによって、例えば成人の週1回以上のスポーツ実施率が60%となっていますが、本当に週1回以上のスポーツ実施率が60%かというと、我が地域で見ると、成人の人はほとんど仕事をしていて、今はそんなに実施している人がいないのかと思います。

このあたりのアンケートのとり方も含めて、学校でもう少し検討というか、中身をうまく持っていった 方がよいのではないか。そうすると、学校体育の充実ではなくて、地域における体育の充実とか運動の充 実という形になるので、(3)と(5)を合わせていけばよいのではないかと考えるところでございます。

○永富会長

ありがとうございます。私のミスリードで、施策1ばかりの議論になってしまったのですが、施策4まで通しての議論をさせていただいているつもりでした。

世代を超えた交流というのは一つの重要なやり方だと思いますし、そのことによりシニアの方々のスポーツ活動の創出に繋がったり、スポーツを支える環境の整備にも繋がったりするものと思いました。

○伊藤委員

それでは施策3と施策4のところで、高齢者のスポーツ機会の創出に関しては、フレイル予防というところが入っていますので、取組内容の(2)・(5)に関連するのですが、こちらの(2)では、取り組みやすい続けやすいスポーツ活動の普及とあるのですが、現在、健康志向が非常に高齢者で高まっていまして、運動されている方がかなりいます。そういった中では続けられる体制づくりとか、フレイル予防の推進といった中でも、どうやってそれを維持させてあげるか。フレイルに陥らないようにしていくというところでは、続けられる体制というところが求められるのかなと思いましたので意見とします。

施策4では、体制というところへ、後半の次のまちづくりの方にはあるのですけども、官民連携というところは、ここの中でも必要なのかなと思いました。

運営に関しては指定管理者制度を使って, 今, スポーツ施設等の公共施設の運営とか行っているかと思

います。そういった意味ではなおさらのこと、広い知見を持って官民連携というところが入ってもいい のかなと思いました。以上です。

○永富会長

ありがとうございます。菊地委員、いかがでしょうか。

基本方針1の全体を通してのご意見はいかがでしょうか。

○菊地委員

皆様のように現場をもっていないので具体的な何かと言えないなと思っていたのですが、このデータですね、資料をずっと見ていて、まずは、本当によく整理されているなと思いました。

そこから、本県は非常に危機的な状況にあるということも同時にわかりました。もはやこれは対処療法的に、こうだからこれを用意するということではなくなっているのではないかと思いました。

先ほどの学校教育、学校体育の充実について、あんなにエキサイトするのは、やはりそこなのかなと思うのです。今後10年間を考えるときに、教育ってやっぱり大事だよねというところです。教育というと、この中の文言にあまりないんですよ。

教育って、何か価値を押さえつけてやるようなイメージがあるのかもしれませんが、教育というのは、個人に利益供与するだけではなくて、好きとか嫌いとかに基づく供与だけではなくてですね、公共利益のためにあるわけです。自分が健康であればあるほど、国が栄えるわけですから。そういった観点が子どもたちの教育で無いと、好きだからやるとか好きじゃないからやらないというレベルで留まっていると、やはり今の子どもたちはすごく省エネ思考なので、なるべくやりたくない。ですから、もっとモチベーションの一つとして、外発的と言われようと必要だからやる、大事だからやる、自分の好き嫌いではなくて栄養と一緒ですね、そういった教育が大事なのではないのかなって思いながら聞いていました。それがないと、どんな良いものがあっても、美味しい食べ物があっても食べないのではないかな、という感覚を私は持っています。

ありがとうございます。

細谷委員, いかがでしょうか。

○細谷委員

はい。部活動の充実ということですが、非常に心配しておりまして、実現に向けたハードルは非常に高いのではないかと思っております。

懸念されるのが、地域で大きな差が出てしまうのではないかということです。

指導者を含めて、受け皿が充実しているところもあれば、不備なところもあります。目的としまして十分な運動機会の確保という名目で行うわけですけども、結果として機会の不均衡に繋がってしまわないか、非常に心配しているところです。

部活動は学校教育の中だからこそ、できてきたことではないかと思っています。

これまで生徒の成長に大きな役割を果たしてきたと思っていて、体・精神を逞しくするだけでなく、先輩から多くのことを学んだり、後輩に伝えたりして、社会での生き方を教えてくれたと思っています。

加えて、日本の競技力、宮城の競技力を担ってきたのが、部活動だと思っているので、ただ単に競技に 親しむ機会を提供すると捉えてしまうと、これまでに果たしてきた役割をどこに求めていけばよいか、 心配になってしまいます。

○永富会長

ありがとうございました。

それでは、まだまだ御意見あると思いますが、もし御意見などありましたらこちらの意見を書くシートがございますので、そちらに書いていただいたり、後ほどメールでお送りいただくことも可能と伺っています。但しできるだけ早めにということでしょうけど、時間が詰まっていますので、次の基本方針2ですね、34・35ページ。

施策1から3まであります、それぞれについて、全体を通して御意見をいただければと思います。

地域におけるスポーツ推進、地域総合型スポーツクラブとまちづくりとの関係でお伺いしていきます。 いかがでしょう。吉木委員どうぞ。

○吉木委員

基本方針1と繋がっていく部分があるかと思いますけれども、まちづくりということで、塩竃の例を出しますと、今、小学生の1年生から3年生まで体育協会さんにお願いして放課後の居場所づくりでわくわく遊び隊という放課後に体育協会の方々が入って、それぞれの学校で週1回から2回、体育館とかグラウンドを使って運動を行うということを地域の方でやっております。それで、昨年度からはさらにステップアップして、4年生から6年生までの高学年の子どもを対象に、それを広げてきております。

一部の学校では、それは何かというと競技スポーツではなくて、本当にいろいろな運動に親しむという、体を動かしていく。やはり低学年には低学年なりの高学年は高学年なりに、ふさわしい運動の動き方、身体活動をさせていくというシステムでやりながら、まちづくりというか、体育協会さん中心ですけども、地域のPTAの方々や高齢者の方々にも参加してもらってやっているというところで、それから中学校の部活動に繋げていこうというシステム的な部分ができ上がってきつつあるのかなというところでございます。

あとは、先ほどから出ている地域部活動に関してとなってくると、基本方針1のさっきから出ている学校体育、運動部活動の充実というのと、このまちづくりがどうしても切り離せない部分なのかなと思います。特に文科の方では令和6年度に地域部活動に移行するというのがもう示されていますから、この計画の中の特に前期の中では、そのあたりをもう少し入れていったほうがよい。それが結局まちづくりにも繋がっていくところかと思いますので、そのあたりをよろしくお願いします。

塩竃の方ではもうすでに動き出しています。女子バスケとサッカーと、あとは秋からは野球がもう地域 部活動にということで、女子バスケはこの間、合同チームで練習試合に行って、バスケット協会の方が指 導に入ってもらって、もうスタートして動いておりますし、サッカーも動いておりますので、一気にこれ は進んでいくかなというところでございます。そのあたりを基本方針1と2のくっつけ方というか、も う少しここを膨らましていただければなと思います。以上です。

ありがとうございます。伺っていると、ヨーロッパ型の総合型スポーツクラブに近づいてきているよう に思います。ありがとうございます。

○伊藤委員

この中で施策3のスポーツ施設の利用促進によるスポーツ参画人口の拡大というところの現状の課題3つ目です。障がい者が気軽にスポーツを行うことができるような環境整備と、情報発信が不足しているというところが課題に入っています。その下の目指す姿で、障がい者と健常者が分け隔てなくスポーツに取り組める関係は整っていること、そして取組内容では、そのところで非常に薄くなっていると思いましたので、その関連性は先ほど33ページにありましたスポーツを支える環境整備とリンクして欲しいと思います。

例えば車椅子で体育館のフロア使える使えないとか、あとプールに入れる入れないというところが、まだまだいろいろなところで本当に環境整備とかそういった情報発信の不足ということを感じているところですので、そのあたりを明確に取組内容やそういったところに示してもいいのではないかと思いました。以上です。

○永富会長

ありがとうございます。

そうするとインクルーシブなスポーツ実現のための環境整備になってくると思います。佐藤委員いかがでしょう。

○佐藤委員

はい。私も障がい者スポーツのワーキンググループのメンバーでして、何度か会議の中で、これについても意見をさせていただいているところでした。

前回の最初の策定の計画から, 新たにこの障がい者の, というのは特に加えてきていただいたというと

ころで、非常にありがたく思っているところです。

ただいま伊藤委員が仰ったように、具体的に環境整備と情報発信というところをどう進めていくのか といった意味では、取組内容としてはやはりちょっと薄いかなというところ、感想として持っておりま す。

最近、笹川スポーツ財団の調査結果が出まして、全国の都道府県にある障がい者専用或いは優先施設交流型の施設、どこの県が一番多いかという所でできます兵庫県なんかは13施設あるという中で、宮城県は、仙台市内に障がい者体育センターと宮城野体育館ですね、2つしかないという現状の中で、やはり県域全体で、既存のスポーツ施設が障害のある方も使いやすい環境になっていくというのが重要かなと思っているのと、やはり拠点施設というのが私は必要かなと思っています。ある程度、県北・県南とかですね、なかなかそういった施設を作るのは難しい状況ですけども、何かそういった拠点施設があって、そこから各地域にコーディネートしたりとか、いろいろな連携ができるような場所というのが必要かなと思っているところです。

そういう意味ではやはり私も33ページの基本方針1のスポーツ環境の整備と、こちらに入るのか、こちらの35ページに入るのか、両方にリンクされてくることだなというのは、私もワーキングの中でもお話させていただきましたので、ここもちょっとリンクさせるような状況にしていければなというところでございます。はい。以上です。

○永富会長

ありがとうございます。

ちょうど昨日ですか、山形市で障害の有無にかかわらず一緒に遊べる施設が日本で初めてオープンしたというニュースを見て、なるほどと思いました。今のお話に繋がることと思いました。

さて、他にいかがでしょう。スポーツの持つ力についていかがでしょうか。現在、宮城県では様々なプロスポーツが活躍しています。県或いはその地域に根付いてきていると思います。

なお、アーバンスポーツの振興が記載されていますが、具体的にどういう形で進められるのか、もしよ かったら教えてください。

○佐藤専門監

アーバンスポーツに関しましては、まずアーバンスポーツという言葉自体がなかなか浸透しておりませんでしたが、東京オリンピックで若手である中学生、高校生が活躍されたということで、少しは広まったかなという認識をしておりました。

まず、この言葉を初めとしまして、地域によっては、新聞報道でもですね、倉庫を改装してスケートボードをやれる施設を作っていただいたとか、そういったことがございますので、どのような取り組み方とか施設とかの面で、やれることがあるのかということを記載させていただいております。

アーバンスポーツに関しましては、広大な敷地を使ってやるというようなことではないので、そういう 意味で、ブレイクダンスですとか小さな施設において大人数で見られるような、特に若者が取り組みや すいというところで今後必ず人気が出てくるのではないかという認識でおります。どういったことがで きるのかも含めて検討したいと考えております。

○永富会長

ありがとうございます。

江副委員, どうぞ。

○江副委員

全体的に、特に基本方針1から4に通じて全てですが、多分施設を作ったり、イベントを作ったり、ないしは企画をするということもすごく大事ですが、やはり我々スポーツチームで事業をしていると、どんなにすばらしいものがあってもその情報がちゃんと届けられてないと結果として意味が無い。

なので、子どもという括りだと比較的その学校からの連絡を通じて、子どもたちとか子どものある世帯に通知、情報を届けることができると思いますが、情報提供とか情報発信って言葉が比較的散りばめられていますが、意外に届けることが難しくて、小さい子どもがいるところは保育園とか通じて届けられるのか、子どもがいない世帯にはどうやって情報を届けるのか。

それが県政だより等だけになってしまうと多分届ききらないと思うので、県民の方にどう届けるか。

それはメディアも含めてだと思いますが、計画や予算立てしていくとき、情報発信に対する計画というのはすごく大事じゃないかなというふうに思って聞いておりました。

○永富会長

ありがとうございます。

県民だよりにはたくさんいろいろなこと書いてあって、どれがどれだかよくわからないということも 伺います。もう少しデザインの工夫があったらいいかもしれないですね。貴重な御意見ありがとうござ います。

まだこの2のところで、いろいろ御意見あると思いますけども、時間の都合上、次に進ませていただきます。共生社会におけるスポーツについてはすでにいくつか御意見いただいていますが、あらためて施策1,2,3と、障がい者スポーツ、女性のスポーツ、多様な主体によるスポーツコミュニティについて御意見いただければと思います。

郡山委員、どうぞ。

○郡山委員

先ほどの基本方針2とも関わるのですけれども、37ページに国際化といったことが書かれているのですが、その地域コミュニティに参画する機会を拡充すると書いています。それから先ほどの35ページのところでは、施策3の現状と課題のところに、地域コミュニティの希薄化により地域のスポーツ施設云々と書いてあって、34ページのそれに対する施策1のところではスポーツ活動を通した地域コミュニティの再生といったような、そういったコミュニティという言葉がたくさん出て参ります。

これもスポーツ少年団の理念と現状と照らし合わせますと、スポーツ少年団の理念の一つにスポーツで人々をつなぐ、地域づくりに貢献するということがあります。そういった理念なのですが、なぜスポーツ少年団に入らないのかと問いをすると、親同士関わるのが嫌です、それから当番が回ってくるので嫌です、それから送迎が負担ですといった声があって、だから子どもを入れないといったことがあります。

そういったことからすると,地域コミュニティの再生のためにどうやったらいいのかというのが,非常

に大きな課題だと思います。

先ほど吉木委員から、そういったスポーツ少年団やスポーツクラブのようにメンバーシップ制ではなくて、「わくわく遊び隊」のように、「来るのも自由で楽しく運動しましょうね」といったこととか、或いは地域の総合型クラブ、学校、スポーツ少年団が一緒になって運動の場を創出しているっていったこともあるので、やはり地域の特性を生かした運動の場の創出といったことが、スポーツによる共生社会の実現に、繋がっていくのかと思っています。

親同士の繋がりを嫌う傾向、改善する糸口がさっぱり見つからなくて、それを教えていただきたいなと思っているところでもありますが、こういったゆるい組織から慣れ親しんでいただいて、結びついていただくのが、いいのかと思っているところではあります。それが女性のスポーツ参画の拡大にも繋がるかもしれないし、多様な主体によるスポーツコミュニティの形成にも繋がるかもしれないとも思っています。

○永富会長

いろいろな組織や団体コミュニティが生まれるのは重要ですが、それにともなっていろいろな制約や ルールができます。よかれと思ってできたルールが重荷となり、参加が敬遠されたり、躊躇されてしまう ということが起きているように思います。

どうようにこのようなことに対処するのかが課題です。画一的なテンプレートや鋳型ではなくて、地域ごとの事情に合わせてそれぞれの場で柔軟な議論をする必要がありますね。

○郡山委員

やはりその地域が持っている力がありますから、それを生かすことを重視すべきだろうと考えている ところです。

○石川委員

すいません。そこは親の関係もあるのではないですか。私、利府に住んでいますけども、利府の野球場

を見ていると野球の少年団が基本的に1日やっています。それは親が負担だと。当番で、何で1日やらなければいけないのですか、例えばサッカーだったら半日で終わりますよね、何で1日かけてやるのですか。それも朝8時頃から夕方5時6時までやっている。親はずっと付いていて、お昼の準備をする。

例えば、私が自分の子どもが行っているとすれば、何で行かなきゃいけないの、それだったらスポーツ 少年団行かなくたっていいのでは、という話になると思っています。

ここの場での話ではないですが。そういったこともスポーツ少年団として考えていかないと、親との関わりができないのかと思いますが、何で1日やっているのかという疑問です。

○郡山委員

御指摘のとおりなのです。当スポーツ少年団のガイドラインを昨年末作りまして、その中で、活動は週4日以内、1日の活動は2時間から3時間、それを守ってくださいということは、お知らせをしておりまして、県内を8つのブロックに分けてそこに我々はすべて行きましてですね、本部長さんたちに説明しました。そうすると、その本部長さんたちは、「そうは言っても守らない、やはり勝利至上主義だよ」と仰るので、諦めないでそれを言い続けてくださいというようにお願いをしているところなので、今日、石川委員さんからお話があったことも、スポーツ少年団で話をさせていただいて、何とか改善するように努力して参ります。

○石川委員

ちなみに私は利府のしらかし台に住んでいて、公園野球場が見えるのですが、常に朝から晩までずっと 声が聞こえるので、1日やっている子どもたちが可哀想かなと。要は、遊びたいのに遊べない、やはりそ ういうところも考えていかないと、この共生社会の実現というのは、なかなか難しいのかと思う。

反対に、例えば今までの話の中で、学校体育にスポーツ少年団の指導者を派遣するとなっても、結局は そういった指導者の方がいたら学校に行っても長時間やってしまうという話になってしまう。そうする と学校側から見れば、そんなに長くやるんだったらもう来ないでくださいという話になったら、それこ そ駄目になってしまいますよね。 だから、そのあたりはやはりみんなで考えていかないと駄目なのかと思っています。 スポーツ少年団が何か、ということではありません。

○郡山委員

御指摘の通りです、石川委員さんのお言葉に非常に勇気をいただきましたので、これからも言い続けて 参りたいと思います。

○永富会長

いろいろな方の善意や熱意がかえって仇になってしまって、それが悪い関係になってしまうこともあるということはよくわかります。

全体を通じてになりますが、それぞれ障壁になっていることを洗い出して、事例についてみんなで解決 していくような話合いの場があると良いように思います。

伊藤委員, どうぞ。

○伊藤委員

37ページ, 2つだけお伺いします。

1つ目が、先ほどに女性スポーツの参画人口の拡大の中の、現状と課題の最後のところで、ライフイベント中に、妊娠、出産、育児、更年期とありますが、この更年期がすごく引っかかっていまして、例えば就職とか進学とかターニングポイントだったらいいですが、更年期もそれに入ってくるのかと、ライフイベントというところに入ってくるのかと思いましたので伺いたいと思います。

もう1つ、施策3では、現状と課題の真ん中ですね、様々な理由によりスポーツへの参画に障壁がある 県民がいるということで、取り組み内容に誰でも負担なくスポーツに参加できる機会を拡充し、という ところですが、家庭環境等というのは様々な理由の中に経済的な理由が含められて考えられているのか、 誰でも負担なくというのは、例えば利用料金であったり、参加料金とかの負担であったり、お金が絡むよ うなことの負担を意味しているのか、そのあたを具体的にお願いします。

○佐藤専門監

まず1点目の更年期についてですが、御指摘の通り最近は男性も更年期になるといった報道もございますので、削る方向で考えさせていただきたいと思います。

それから誰でも負担なくということですけれども、様々な家庭環境がございますので、金銭面を県で補助するのかということに関しては、もちろん現時点ではお答えできませんが、お金の面だったり、物の面だったり、或いは地域的な環境面だったり、活動場所も遠いなど様々な要因があるかと思います。そういったことから、参画する機会を創出してはどうかということでございます。

○佐藤委員

文言について私も1点気になったのですが、施策1の目指す姿、障害の有無に関わらずというところの 居場所、そして施策3でも外国人の方の居場所ですが、その居場所という表現が果たして適しているの かということを思っております。

やはりここの背景にはなかなか参加できないとか、行きづらいといった人たちのことを指すことかと 思いますが、そういった意味でも居場所という言葉を敢えて無くしてもいいのかと思っております。

さらにそこに付随して、先ほどの皆さんの御意見にもあったように、郡山委員からもメンバーシップに こだわる必要はないといったお話があったと思いますが、私も娘がいて妻もいて子どもたちの運動の機 会というとどうしても妻の送迎といったように、まさに私も家庭の中でいろいろ考えてきたのですが、 やはり所属してスポーツをするとかコミュニティに入ってスポーツをするだけではなく、個人レベルで の運動ができるような状況を作っていく。それこそウォーキングだったり、筋トレだったりということ も含めて。それをどうやって把握するかというとアンケートぐらいしかないと思いますが、実際のとこ ろはそれで体力が向上したというように、コミュニティに参加しなくても自分のベースでできて、体力 向上していたという状況が作れるといいかと思っています。

例えば高齢者の介護予防サロン, 私もある市の介護予防リーダー養成に関わっていますが, 企画したサロン活動の参加者はほとんどが女性です。男性はどうしているかというと, それぞれでスポーツをしていた, 或いは, 自分で農作業して体力づくりしていたりする。

やはり自分のペースで、自分のプライドでやっている男性が多くて、男性が参加しないから活性化していないかというとそうではなく、それぞれがやっていることを認めていくような社会、コロナ禍でもありますし、共生社会ではないよねとなるかもしれませんが、基本方針1になるかもしれませんが、そういった視点も必要なのかなと感じておりました。

もう1点、基本方針3の障がい者のところよろしいですか。

特別支援学校のところがかなり充実して書いていただいて、すごくありがたいですけれども、少しバランスとしてそこに特化し過ぎているかと感じていました。

実際に障害のある子どもがスポーツ実施率上げるとか体力を上げるといったテーマであれば、基本方針1のほうがいいかなと思いますし、地域のコミュニティとか共生社会、相互理解という視点のものであれば、ここに残しておくというようなところが少し調整必要かなと感じました。以上でございます

○永富会長

貴重な御意見ありがとうございます。

菊地委員、どうぞ。

○菊地委員

意見ではなく確認ですけれども、障がい者スポーツで関わったことがある人の割合が 2.6% だったというところで、聞き方が悪かったという御説明があったかと思いますが、どのような聞き方をされたのでしょうか。

○佐藤専門監

まさに、書いてありますとおり、障がい者スポーツに関わったことがありますか、という聞き方です。

○菊地委員

どのような誤解があったという御認識でしょうか。

○佐藤専門監

例えば今年パラリンピックありましたけれども、そういったボランティアに行きましたかですとか、或いは障がい者スポーツを見に行ったことがありましたかですとか、どういうところをもって関わったかという聞き方をしてこなかったものですから、関わったという捉え方が人それぞれ違っているのではないかという仮定です。

○菊地委員

御本人の主観的で「関わっていた、関わっていなかった」ということだけですね。わかりました。 2. 6%というのはすごく深刻な数だと思いました。ありがとうございました。

○永富会長

KPIとよく言いますけども、曖昧なものを目標値にしてしまうと、後でよくわからなくなってしまいます。聞き方をかえたり、関わりの捉え方をきちんと明示するなり、一度整理をしたほうがよいと思います。

貴重な御指摘ありがとうございます。

それでは、最後の「基本方針スポーツの感動の創出と誇りの醸成」についての御意見をいただければと 思います。

いかがでしょう。

○鈴木委員

国民体育大会の総合成績順位10位台への飛躍ということで、当然これまでもそういった目標で進んできたと思います。目指す姿のところでジュニア期から一貫した強化体制が構築され、と書かれております。先ほど話がありました運動部活動についてですが、もちろん運動部活動の目的は、細谷委員からも先ほど話ありました、健康増進とか人間性を育むとかですね、そういったようなこと、またコミュニティづくりにも大きく貢献していると。さらには、日本の競技力を支える上で、やはり運動部活動の貢献とい

うのもこれまで多々ありました。

ジュニア期から一貫してということで考えると、どうしても大学、企業、そしてそのトップアスリート の発掘ということでジュニア期が中心となり、中学・高校がどうしても抜けてしまいがちになります。そ のところは中学・高校の部活動でやること、一貫ということを考えれば、やはり中学・高校の運動部活動 の競技力向上というのも競技団体との連携による、進めていくという必要があろうかなと考えています。

県の高体連の方では、今年度から5年間の運営指針の目標を掲げ、大きな柱としては高校生のスポーツ 活動の推進ということで、スポーツをする・見る・支える機会の創出ということで、運動部に加入してい る生徒以外も、見る機会を応援する機会、そしてスポーツを支えていくといったようなことの取り組み、 そういったことを進めていくというのが大きな柱の一つであります。

それから、2つ目としては諸活動の適正な推進ということでガイドラインが出ておりますので、適正に活動することと、さらに3つ目としてやはり競技力の向上ということも大きな3つ目の柱として入れています。

そういった意味ではやはり一貫した指導の中に、中学・高校の競技力、高校卒業してすぐプロで活躍する、そういったような選手もおりますし、そういった部分というところも含めた形での考え方というのを入れていただければと思います。以上です。

○永富会長

はい。ありがとうございます。

先ほどから勝利至上主義にともなう、いろいろな軋轢についての指摘がありました。しかし競技力向上 と勝利至上主義ではないスポーツ活動は決して相いれないものではないと思っています。むしろ楽しい ことを苦しさを乗り越えて一生懸命やっていく中で競技力の向上がはかられていくものと思います。

そのようなところをわかりやすく伝えられることができればよいと思います。

ユニバーサルスポーツの感動やオリンピックにみた,アーバンスポーツにみた,お互いをたたえあえる スポーツの原点などもこういうところに関連してくるものと思っています。

○伊藤委員

40ページの本当に最後のところで、取組内容(3)の学校部活動や地域スポーツ活動等におけるハラスメントに係る監視等の強化っていうところで、強化というところが気になってしまいましたので、どういった意味合いで行われていくものなのか、現状・課題・目指す姿ときて、取組内容という形かとは思いますけれど、その関連と一緒に教えていただければと思います。

○佐藤専門監

はい。今,ご質問いただいたのは,取組内容(3)監視等の強化の部分でしょうか。これに関しましては,各競技団体或いはJOCも含めてですね,スポーツ指導者に対するコンプライアンスのしっかりとした指導といいますか,そういうものをしてくれというのは再三にわたってしてきておりますけれども,どうしても,例えば暴力とか暴言等が,新聞報道でも出るように無くならないということですので,そのあたりの方策をまた考えて,監視という言葉がちょっと強い印象は受けるとは思いますけれども,そのあたり,どうやって見ながら,その評価をしていくかというところで,記載させていただいておりますが,ちょっと言葉の使い方がまた違うのがあるのではないか,ということであれば御指摘いただければと思います。

○永富会長

ありがとうございます。

さて、大分時間も押してきていますが、いかがでしょうか。

○菊地委員

そうですね、施策4のところすけれども、前回、私がお話したスポーツインテグリティのことをお話して、入れていただいたと思っていますが、最初の一番初めの議論で「スポーツとは」というところにも関わってくるのですが、スポーツ振興センターでは、スポーツにおける価値、内在する価値としては、誠実性とか堅実性、健全性とか高潔性とか、そういうものを謳っているわけですよね。

そういったものを、どこにも謳っていないのに、最後にインテグリティの重要性を、というようになっているというのが、やはり整合性がとれないかなというふうに思いました。

はじめは教育という話をしたと思いますけれども、なぜスポーツなのか、スポーツでなければならないのはなぜか、というところもやはり考えていかなくてないことだと思いますし、そういった誠実性、堅実性、高潔性だ、というのはスポーツから感じとれるもの、人として文化的に必要不可欠なものであると思いますし、そういった感じというのは、身体性を伴っているからこそ感じることができる、というのはやはりスポーツの良いところだと思います。

なので、インテグリティを入れていただいて、それを守る取組としていただくのもいいですが、初めに そういったスポーツの価値をしっかり教育することも含めて、謳っておかないと、スポーツが何かツー ルになってしまっているかなというのはありました。

全体を通して見てみても、ツールになってしまうから、ちょっとおかしくなってしまうところがあるのかなというところがあって、そこはちょっと残念に思いましたので、何とか工夫していただければと思いました。

○永富会長

大事な点ですね。

基本方針4に限らないことだと思いますけれども、基本方針4の目標に、なぜ感動が創出できるか、誇りが創出できるかというと、先生が仰ったことがスポーツに内在しているからだと思います。目標に明確に表現しておくとよいかと思います。

○佐藤専門監

よろしいでしょうか。

4ページの第一章, 計画の策定にあたってのところの, 下から4行目からですね, 最後のところには, スポーツの持つ価値である, スポーツそのものが有する価値とスポーツが社会活性化等に寄与する価値 ということで, 二つだけはここに設定はしたところですが, 菊地先生が仰る通り, 平和教育といった様々

な価値があるかと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○永富会長

いかがでしょうか。

○佐藤委員

1点だけすいません。

ワーキンググループでもちょっと話題になったのですけども、39ページの取組内容、施策2ですね、 取組内容(1)の、パラスポーツ指導者というところで、文言としてそのパラスポーツを使うのか、障が い者スポーツを使うのかというところは、もうちょっと最終的な整理が必要かなと思っています。

日本パラスポーツ協会ということで、障がい者スポーツ協会から変わりましたけども、いわゆる競技力 向上のためのスポーツだけを指すのではなくて、本当に健康増進から個人のスポーツから含めてのパラ スポーツという意味合いにはなっております。

ただ、この計画の中で、どこでそれを使うのかというのは調整が必要かなというところです。

あとは、施策1のところ、2のところを含めてですけども、パラリンピックのアスリート発掘育成強化というのも、これはもちろん一緒に含まれているというところでいいのか、実はその文言だけ見るとその言葉があまり入ってこないので、当然のようにそれも入っていますということであれば、いいのかなと思うのですけども、そのあたもできれば取組内容とかにも、そういった文言も入れながら、わかりやすくしていくのも必要かなと思いました。以上です。

○永富会長

ありがとうございます。さらに私もちょっと。

所々にスポーツ医科学サポートが謳われていますが、現実的にはあまり動いていません。今の時代にマッチした新しいやりかたが必要です。また、例えば企業との連携による競技力向上などを通じてスポーツが活性化した時代が以前はありました。しかし、今日皆さんに御議論いただいたように、地域のコミュ

ニティも含めて、スポーツのあり方が変化してきています。そういうことを議論する場を用意して、新しいろいろなスポーツを支える形が明確化してくることも大事だと思います。

次の新しい10年計画になりますので、10年後によかったと言える形を、この中から考えていく要素 や場が生まれてくることが重要だと思います。もちろんそれを担うことに価値を見出す人たちがいるこ とも大事です。

それでは、そろそろ時間ですが、最後に何かこれだけはという方いらっしゃいますでしょうか。どう ぞ。

○菊地委員

ありがとうございます。この資料4のところですが、お話の中で各所で出ていたのが、こことここは繋がっているよねという発言があったと思います。4つ別々というよりは、皆さんの意識も絶対そうだと思いますので、それも繋がっている、関連しているというような、パッと見て分かるような形にされると、もっとわかりやすいのかなと思いました。

あと、佐藤委員の言葉を聞いていてずっと思っていたのですけれども、障がい者に限らず、現在、多様 化を今言われていて、多様化はみんな認めてくれるようになったのですが、認めただけで実は棲み分け ているんですよね。自分の関係ない社会というように。

その生き方認めるよと言っているけれども、でも、だから関わるよとは言わないという、自分と同質集団とだけ関わるような生き方に今なっているというところが、すごく問題だなと思っております。佐藤委員が仰ってくださっていたのは、そうではないんだ、同じだよね、ということだと思います。

最後にもう1回言いたいんですけど、教育大事だなということだと思います。すいません、これだけ言いたいです。

○永富会長

ありがとうございます。

私自身が関わっている教育の場では、スポーツは社会の縮図であると伝えることがよくあります。だか

らスポーツにおける課題は、皆さんそれぞれの人生の課題と通じているということを伝えています。これも一つのスポーツの価値の一つだと思います。

私の議事進行の不手際で委員の皆様には十分に御意見を賜れなかった方もいらっしゃったかと思いますが、時間も押して参りましたのでここで議事を終了したいと思います、委員の皆様には本日は貴重な御意見をいただき、また活発に議論ができたことに深く感謝しています。

ぜひ,今日の議論を踏まえて,次回お会いするときには,また前向き御意見をいただければ幸いです。 広く県民の皆様が楽しく心豊かにスポーツに取り組める宮城県の実現に向かって,しっかりと指針を 提示できるようにしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、意見交換を終了したいと思います。御協力いただきありがとうございました。

それでは本日の議事終了ということで、事務局の方にお返しします。

○司会

永富先生,議事進行いただきありがとうございました。

委員の皆様には長時間にわたり御審議をいただき、本当にありがとうございました。

本日は時間の制約もあり、委員皆様の御意見すべてを頂戴できない部分もあったかと思います。審議会で話し合われた内容や、宮城県のスポーツ振興に関する御意見等がございましたら、別紙意見記入用紙に記入いただき、担当まで送付いただくか、或いは、データでも結構ですので、御意見等頂戴できればと思います。

それでは以上で令和4年度第1回宮城県スポーツ推進審議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中誠にありがとうございました。